

# 保険料を納めて みんなまで介護を支えましょう

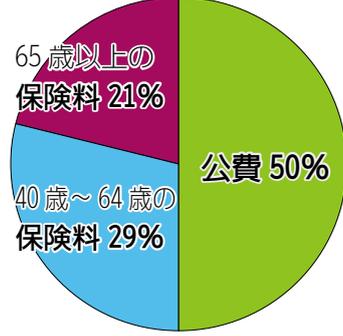
## 65歳以上の方の介護保険料

介護保険は、40歳以上のみなさんに納めていただく保険料を財源の一部として、給付を賄っています。  
介護が必要になった時、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

### ◆介護保険の財源

介護保険のサービスを提供するために必要な費用は、サービス利用者が1割を負担し、残りの9割のうち、50%は公費（国、県、市）で負担し、残りの50%はみなさんが納めている保険料で賄われています。  
社会全体の年齢別人口増減により、第1号被保険者（65歳以上の方）が納める保険料はその21%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料は29%の負担割合となっています。

介護保険の財源  
(利用者負担分は除く)



保険料の納め方は、**特別徴収（年金天引）**と**普通徴収**の2種類に分かれます

※個人の希望による納め方の選択はできません！

特別徴収		
年金が年額18万円以上の方は年金から天引きします。保険料の年額が年金の支払月（年6回）に分けて天引きされます。このうち4、6、8月分は年間保険料確定前のため、前年度の2月と同額を仮徴収します。		
	仮徴収	本徴収
年金支給月	4月・6月・8月	10月・12月・2月
特別徴収の対象になるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。		
普通徴収		
年金が年額18万円未満の方は、直接納付か口座振替で個別に納付していただきます。市から送付する納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて納めます。		

◆平成25年度介護保険料  
介護保険料は24年度から26年度（第5期介護保険事業計画）の3年間の介護サービスの利用見込みなどにより算出し、一人当たりの平均的な保険料額（基準額）を定めています。  
この基準額から、ご本人の所得や世帯の課税状況に応じて、保険料を段階的に調整することで、所得の低い方の負担が大きくなるないように保険料が決められます。

$$\text{基準額 } 5,093 \text{ 円 / 月} = \frac{\text{本市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{本市の第1号被保険者数}} \div 12 \text{ 月}$$

### 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料率（年額）

所得段階	対象者		保険料率（年額）	基準割合	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税		30,600円	0.50	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計	80万円以下	30,600円	0.50
第3段階		80万円を超える	45,800円	0.75	
第4段階（特例）	本人が住民税非課税で世帯の誰かが住民税課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計	80万円以下	58,100円	0.95
第4段階（基準）		80万円を超える	61,100円	1.00	
第5段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額	125万円未満	73,300円	1.20
第6段階			125万円以上 190万円未満	76,400円	1.25
第7段階			190万円以上 400万円未満	91,700円	1.50
第8段階			400万円以上	107,000円	1.75

合計所得金額  
実際の収入から必要経費相当分を差し引いた金額（扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額）  
課税年金  
課税の対象となり源泉徴収票が交付される年金（障害年金や遺族年金などは該当しません）

問 高齢介護課 28・6025